

## 児童虐待防止に関する取り組みの現状と課題 —保護者と子どもへの支援に向けて—

矢野 洋子<sup>※1</sup> 柳生 ななせ<sup>※2</sup> 安東 綾子<sup>※3</sup> 小川 耕平<sup>※4</sup>

<sup>※1</sup>九州女子短期大学子ども健康学科 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

<sup>※2</sup>堅粕保育園 福岡市博多区堅粕3丁目16 (〒812-0043)

<sup>※3</sup>梅光学院大学子ども学部子ども未来学科 山口県下関市向洋町1-1-1 (〒750-8511)

<sup>※4</sup>富山福祉短期大学幼児教育学科 富山県射水市三ヶ579 (〒939-0341)

(2023年6月26日受付、2023年8月8日受理)

### 要 旨

日本では、児童虐待件数は減少することなく増加し続けている。図1に示す通り、厚生労働省によると全国220か所の児童相談所が通告を受け認知・対応した児童虐待相談対応件数は令和3年度においては207,659件で、前年度より+1.3% (2,615件増加) となり、過去最多となったことが報告されている<sup>1)</sup>。児童虐待の防止に向けて、国は、2000年11月には、「児童虐待の防止等に関する法律」(通称 児童虐待防止法)を施行し、そこから度重なる改正を行っているが効果が見られていない状況である。そのため本研究では、虐待の予防の仕組みや虐待への対応について現在の制度やサービスを調べ、保護者へのサポート、保育者や教育者ができる要望や対応策を検討し、教育現場における愛着の補完についても考察した。その結果、現在の制度では、被虐待児へのサポートは多いものの、虐待加害の保護者へのサポートは少ない状況にある。また、保護者のサポートの主たるものは、子育ての相談を受ける電話、LINEなどを公サービスで、虐待防止に向けた事業が主になっている。また、保育所や子ども園において、地域の子育て支援が行われており、実施する園も増加している。しかし、子育てに必死になっている保護者に情報が行きわたっているかは課題が残る。このようなサポート体制考えると、子どもに対する保育者・教育者の愛情補完や子どものレジリエンス能力の向上が求められると考えられる。

また、今後の課題として、この理論をいかに具体的な支援の方法として実践していき、具体的な事例や支援方法の報告を行い検討していくことが求められる。

キーワード：児童虐待・虐待防止・愛着・保護者支援・子どものレジリエンス能力

### 1. はじめに

日本では、児童虐待件数は減少することなく増加し続けている。図1に示す通り、厚生労働省によると全国220か所の児童相談所が通告を受け認知・対応した児童虐待相談対応件数は令和3年度においては207,659件で、前年度より+1.3% (2,615件増加) となり、過去最多となったことが報告されている<sup>1)</sup>。児童虐待の防止に向けて、国は、2000年11月には、「児童虐待の防止等に関する法律」(通称 児童虐待防止法)

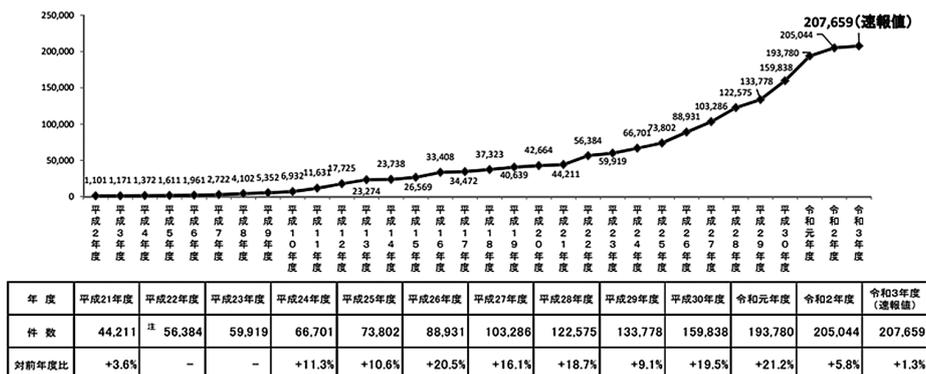


図1. 児童虐待相談対応件数(厚生労働省2022)

を施行し、そこから度重なる改正を行っており、北村<sup>2)</sup>は、これまでの法律改正は世の中を震撼させる虐待事件により、進められたと言っても過言ではないとしてきしているが、現状、増加に歯止めはかからない。

今日においても、日々児童虐待事件が途切れることなく報道されており、下記のような残虐な事件も起きている。

### 事件①「足立区ウサギ用ゲージ監禁虐待死事件」2014年6月

本事件は、当時3歳だったR君が、両親からウサギ用ゲージに監禁され死亡するに至った。

父親は、派遣社員として働いていたが退職し、R君が事故に遭った際には、体調が悪くなったと通院させ、退職した会社給与明細を偽造し、保険会社から通院看護料を請求したり、粉ミルクを万引きし転売したりと不正な方法で生活費を手に入れるようになった。

母親は、R君に排泄の仕方を教えず、汚れた床を拭く、布団を干すということも一切せず、日に何度もお漏らしをして、不衛生極まりない環境で育てていた。

2012年3月、父親の不正が発覚したことで、2012年の2～3月の間、R君は児童相談所に一時保護される。そこで、児相の職員が生活保護を受給し立て直すよう勧め、即座に受理され、子どもの数（事件までに5人）も多いため手当の額は、月に40万をこえるまでになった。その後、児相の介入を逃れるため東京都足立区に引っ越すが、以前住んでいた越谷の児相は二人を追い続け、足立児相に家庭訪問を実施するよう連携した。事件が発覚するまでおよそ2年の間11回の訪問が実施されたが、R君の生存が確認できたのは2回だった。

夫婦は夫婦なりに、Rくんの育児に悩んでいたらしく、R君と次女の育児の問題を行政に相談するようになるが、子どもたちが一時保護されたら、生活の糧の多額の手当てが失われるため、自ら相談しておきながら行政や面会や保護をすすめなかった。その一方で、このころから、R君は、ウサギ用ゲージの監禁されるようになり、2、3日に一度しか食事を与えない日々が続いた。事件前日、R君に食事を与え、再びゲージに入れた。そして午前2時頃、R君が奇声を上げだした。そこで父親はR君の口にタオルをくわえさせ後頭部でしばった。翌朝、様子を見ると鼻から白い泡の塊を出したR君がいた。その後、夫婦で心臓マッサージ、人工呼吸をしたが意識は戻らなかった。このまま救急車を呼べば虐待がばれると思い、家族で遺体を車で山梨に向かった。R君の死亡が確認されたのは、その一年後となる。

### 事件②「東京都大田区3歳女児死亡事件（2020年6月上旬）」

東京都大田区浦田の自宅マンションに長女（Nちゃん）を8日間置き去りにして死亡させたとして、保護責任者遺棄致死の疑いで母親が警視庁に逮捕された事件である。

母子家庭の二人は、川沿いに立つマンション1階の1DKで3年前から暮らしていた。近くのコンビニ店の女性によると、娘を愛称で呼んでかわいがり、「仲がいい親子だった」と話す。

捜査関係者によると、母親が6月13日まで8日間過ごした鹿児島県の交際男性のもとから帰宅すると、ごみが散乱する6畳居間のマットレスの上で亡くなっていた。母親は「お茶やお菓子を置き、豆電球とエアコンをつけておいた」と供述しているが、死因は飢餓と脱水。

部屋の仕切りは外側からソファでふさがれ、ベランダ側の窓は施錠されていた。捜査員が隣室の声や物音がどの程度聞こえるか実験した際も、ほとんど聞こえなかった。隣人や上の階の住人は、Nちゃんの存在すら知らなかった。2019年春頃保育園に通わずのをやめ、同じころJR品川駅近くの居酒屋で働き始めた。勤務中、Nちゃんを部屋に一人で残し、仕事後にパチンコに興じて帰宅が深夜の日もあった。勤務先には「他の人が面倒を見ている」と伝えていたという。また、3歳児健診を受けさせておらず、児童相談所も育児放棄を把握していなかった。

以上の2件の事件について、保護者の過去にも注目した。Rくんの父親については、生まれて間もなく乳児院に預けられ、3歳から15歳まで児童養護施設で暮らしていた。きょうだい4人全員預けられていた。中学校を卒業するとき「手がかからない年齢になった」という理由で母親に引き取られたが、母親は夜の仕事をしており、食事もろくに与えず、水道ガス電気が止まるのも日常茶飯事だった。また、R君の母親に関しては、5人きょうだい一番上で、母親の再婚等を理由に、中学卒業までに5回も住所が変り、母親には多

額の借金もあり、中学校・高校もろくに通えていなかった。

Nちゃんの母親は、幼少期に風呂に沈められたり、ゴミ袋に入れられたりと、実母から壮絶な虐待を受けていたことが明かされた。小学2年の時、両親は保護責任者遺棄容疑などで逮捕され、その後、18歳まで宮崎県の児童養護施設で暮らした。

このように様々な児童虐待の死亡事件が報道されるたび、児童相談所など関係機関の対応の在り方について問題視されることが多くなっている。また、この2つの事件を含めた様々な事件の詳細を追っていくと、虐待をしていた当事者も過去に被虐待経験があり問題を抱えているケースが多くあり、木本<sup>3)</sup>によると、虐待の世代間連鎖が起きる割合は、研究によって多少異なるが、30～50%程度であると報告されている。また、會田<sup>4)</sup>によると、実母からの自身の負情動の表出(怒り、泣き、ぐずぐず、イライラ、不安)を否定された経験は、子育てに対する自信のなさ(子育て不安)を高めるといふ。一方、実母から自身のネガティブな身体感覚(いやなおい、変な味、気分の悪さ、腹痛、眠気、暑さ、熱っぽさ、足の痛み)を否定された経験は子どもが反抗・自己主張する場面・ぐずぐずしたり泣いたりする場面に直面した際に、子どもの行動から「被害を受けた」と感じる被害的認知を高めるといふ。また友田<sup>5)</sup>は、被虐待経験は精神疾患の発症を招き、脳の器質的・機能的な変化を伴うと示している。子育て不安、自尊心の低さ、高い被害的認知は保護者のSOSのサインだといえる。そのサインに気が付いた時には、保護者に寄り添い、不安や怒りなどのネガティブな気持ちに共感することで保護者の自尊感情を回復させる。ここで生まれる変化が保護者の中の悪循環を断つ、支援の第一歩となるのである<sup>4)</sup>と指摘している。

最近では、保育現場や、教育現場において「気になる子ども」が増えてきており、その中には発達障がいだけではなく、愛着関係がうまくできていないことによる対応の難しさも見受けられる。愛着関係がうまく形成できていない背景には、育てにくさや子どもと保護者との相性も関係していると考えられ、虐待につながるリスクがあると考えられる。

そのため本研究では、虐待の予防の仕組みや虐待への対応について現在の制度やサービスを調べ、保護者へのサポート、保育者や教育者ができる予防や対応策を検討する。また、保育・教育現場における愛着の補完についても考察する。

## II. 方法

本研究においては、令和3年2月から令和4年12月の期間の文献などを通して、虐待に関する支援策について、①児童虐待に関する先行研究や厚生労働省から出されている報告等から現状を把握する。②行政が実施している保護者への支援を先行研究、インターネット、書籍から整理する。③以上の結果から、保育者・教育者として必要な取り組みについて具体的に検討する。

## III. 結果と考察

### 1. 児童虐待の現状

児童虐待に関する事件が、多く新聞やテレビで報道されている。前述したように児童相談所への相談対応件数は増加の一途をたどっている。厚生労働省による主な増加原因としては、心理的虐待にかかわる相談対応件数の増加や家族親戚、近隣知人、児童本人等からの通告の増加が考えられている。心理虐待については、令和2年度は121,334件だったが令和3年度は124,722件と3,388件増加している。また、2000年に児童虐待防止法が施行されてから、相談対応件数は増加している。これほど増加している一つの理由として、児童虐待問題への関心が高まったため、児童相談所に寄せられる相談件数が増加したことが原因の一つとして考えられる。法律が改正されるなど、このような取り組みによって、これまで「しつけ」などという見解から見過ざされていた虐待が問題として認識されるようになり、相談件数という目に見える形で現れてきた。しかし、李ら<sup>6)</sup>の研究では8割以上の母親が虐待になると認識していた行為は、「やけどを負わせる、食事を与えない、学校に行かせない」などの10行為である。また、「大声で叱る、お尻をたたく、手をたたく」の3行為については、6割前後の母親がしつけとして認識していた。しかし、母親が実際にしつけとして行った行為が1割を超えた行為は、「大声で叱る、お尻をたたく、手をたたく」(5割以上)、「頭をたたく」(4割

以上),「顔をたたたく,放っておく,外に出す,言葉で脅す」(1割以上)の8行為であるといった結果がでている。これらのしつけと認識している8行為は虐待行為に該当するが,保護者は認識していないことが明らかである。そのため,虐待と認知されていないが,実際には虐待であるといった状況があり,この数字は氷山の一角であり,水面下には発見されていない多くの子どもがいると考えられる。

一方,都市化,核家族化により,虐待の発生数自体が増えているという指摘もされている。都市化,核家族化が進むと,子育てを手助けしてくれる親戚や近所の人がいなくなり,その結果,親の育児ストレスが高まって虐待につながるということである。

表1は,児童虐待の内容別相談対応件数である。2012(平成24)年度までは「身体的虐待」が最多であったが,2013(平成25)年度以降は「心理的虐待」が最も多くなっている。ただしこの統計では,一つの虐待事例について1種類の虐待種別でカウントされているため,単純に「心理的虐待が最も多い」と理解するべきではない。例えば,同じ子どもが身体的虐待と心理的虐待を同時に受けているケースもあるが,そうした実態はこの統計からは十分につかむことはできない。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035(24.4%)	31,430(15.3%)	2,245(1.1%)	121,334(59.2%)	205,044(100.0%)
令和3年度(速報値)	49,238(23.7%) (▲797)	31,452(15.1%) (+22)	2,247(1.1%) (+2)	124,722(60.1%) (+3,388)	207,659(100.0%) (+2,615)

表1 虐待の内容別相談件数(厚生労働省:令和3年度児童虐待相談対応件数)

図2は,児童虐待相談における主な虐待者別構成割合である。令和2年度においては,実母47.4%と最も多く,次いで実父41.3%となっている。

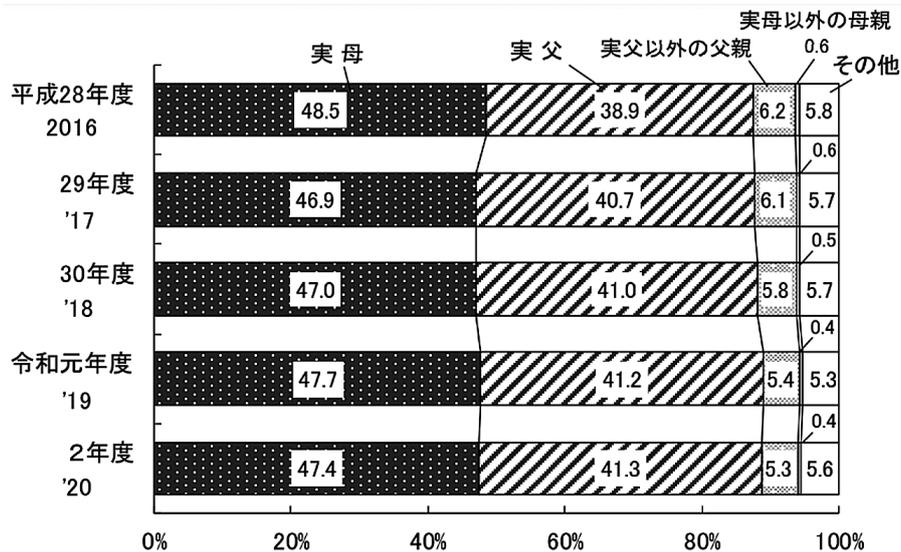


図2 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合の年次推移  
 (厚生労働省 令和2年度福祉行政報告例の概況)

表2は,被虐待児童の年齢別内訳である。この内訳では,3歳が最も多く14,195件(構成割合6.9%),次いで2歳が多く13,885件(同6.8%)となっている。この時期は,第一反抗期にあたり,保護者が育てにくさや育児に関する悩みを抱えやすい時期でもある。また,父親の仕事時間も長いこともあり,母親に育児の負担がかかる時期でもあるため,虐待のリスクは上がると考えられる。

また,この虐待の件数は,あくまでも相談対応件数であるため実際に虐待が起こっている件数はわからず,見えない虐待も少なからず起きていると考えられる。そして,その見えない虐待をどのように早期発見し,

被虐待児はもちろん、虐待の加害者を守っていくと取り組みが必要であると推測される。

表2 児童虐待相談における被虐待者の年齢別件数の年次推移  
(厚生労働省 令和2年度福祉行政報告例の概況)

(単位:件)	平成28年度 (2016)		29年度 ('17)		30年度 ('18)		令和元年度 ('19)		2年度 ('20)		対前年度	
	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	増減数	増減率(%)	
総数	122 575	100.0	133 778	100.0	159 838	100.0	193 780	100.0	205 044	100.0	11 264	5.8
0歳	7 541	6.2	8 787	6.6	10 296	6.4	11 768	6.1	12 397	6.0	629	5.3
1歳	8 072	6.6	9 195	6.9	11 021	6.9	12 901	6.7	13 376	6.5	475	3.7
2歳	8 326	6.8	9 064	6.8	10 985	6.9	13 157	6.8	13 885	6.8	728	5.5
3歳	8 208	6.7	8 990	6.7	11 184	7.0	13 107	6.8	14 195	6.9	1 088	8.3
4歳	7 957	6.5	8 693	6.5	10 316	6.5	12 728	6.6	13 184	6.4	456	3.6
5歳	7 506	6.1	8 209	6.1	9 961	6.2	11 943	6.2	12 738	6.2	795	6.7
6歳	7 661	6.3	8 158	6.1	9 629	6.0	11 882	6.1	12 484	6.1	602	5.1
7歳	7 508	6.1	7 956	5.9	9 657	6.0	11 440	5.9	12 529	6.1	1 089	9.5
8歳	7 439	6.1	7 886	5.9	9 140	5.7	11 438	5.9	11 931	5.8	493	4.3
9歳	7 133	5.8	7 601	5.7	9 213	5.8	11 105	5.7	11 772	5.7	667	6.0
10歳	6 733	5.5	7 276	5.4	9 072	5.7	10 977	5.7	11 559	5.6	582	5.3
11歳	6 554	5.3	7 109	5.3	8 530	5.3	10 679	5.5	11 305	5.5	626	5.9
12歳	6 352	5.2	6 739	5.0	8 185	5.1	10 320	5.3	11 015	5.4	695	6.7
13歳	6 448	5.3	6 889	5.1	7 909	4.9	9 920	5.1	10 567	5.2	647	6.5
14歳	5 963	4.9	6 294	4.7	7 552	4.7	8 834	4.6	9 464	4.6	630	7.1
15歳	4 998	4.1	5 494	4.1	6 386	4.0	7 955	4.1	8 040	3.9	85	1.1
16歳	4 131	3.4	4 654	3.5	5 501	3.4	6 700	3.5	7 066	3.4	366	5.5
17歳	3 254	2.7	3 868	2.9	4 506	2.8	5 787	3.0	6 167	3.0	380	6.6
18歳	791	0.6	916	0.7	795	0.5	1 139	0.6	1 370	0.7	231	20.3

## 2. 保護者への支援について

虐待の加害者になってしまう保護者への取り組みはどのようなことが行われているのかを調べていくなかで、虐待の予防についての取り組みは様々な公的な機関や民間でおこなわれていることが明らかになった。

### (1) 児童相談所での取り組み

「児童福祉法」25条では保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者は、市町村や都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない」と規定されている。そこで、児童虐待の対応を主に行っている児童相談所の対応の流れ、取り組みを述べていく。主に児童相談所を中心に警察や裁判所などの様々な関係機関と情報を共有していきながら対応を行っている。児童相談所の機能は、大きく分けて「相談機能」「一時保護機能」「措置機能」に分類できる。

#### ① 「相談機能」

保護者や家庭・その他周囲からの幅広い相談を受け付ける窓口としての機能を持っている。虐待に関する通告や相談については専用ダイヤル「189」があり、24時間いつでも連絡ができるようになっている。「189」に電話をすると近隣の児童相談所に繋がり、通告・相談は匿名で行うことができるためその内容に関する秘密は守られる。

また、相談窓口では事務官の他、医師・児童心理司・児童福祉司等の専門家が状況・相談内容に応じてアドバイスを行い、医療機関での訓練、カウンセリング等が必要な場合には専門機関への紹介も行われている。

#### ② 「一時保護機能」

通告を受理した後、子どもの安全確認を行うとともに、子どもや保護者との面会を行い、事実確認を行っていく。さらに、虐待が疑われる場合で、保護者が児童相談所の介入に拒否的な場合は、「児童福祉法」第29条、「児童虐待防止法」第9条により立入調査を行うことができる。

調査の結果、虐待の事実が確認され子どもを緊急に保護する必要性があると判断されると、児童相談所は速やかに一時保護を行う。

#### ③ 「措置機能」

児童福祉司、児童委員等に子供やその家庭を指導させる機能である。虐待の内容や程度などから判断して、親子を分離せずに家庭訪問や児童相談所への通所指導等を通して。親子化関係の調整や家族指導、子どもの心理指導などを行う在宅指導がある。しかし、在宅での指導や支援が困難であると判断されたケースでは、一度子どもを家庭から離すこともあり、乳児院や児童養護施設等の社会的養護の施設に入所させたり、里親

に養育を委託したりするなどの措置がとられる。

## (2)養子縁組

養子縁組とは、実の親子ではない人同士が法的に親子となるための手続きのことで、民法により規定されている。一般には、家庭裁判所に住民が申し出て手続きをしますが、要養護児童の場合、児童相談所などが関わる。養子縁組は2種類に分けられる。

### ①普通養子縁組

養子縁組の合意及び役所に養子縁組の届出をすることによって成立する。ただし、未成年の者を養子とする場合には、基本的に家庭裁判所の許可が必要である。養子縁組が成立すると、養子は養親の嫡出子と同等の扱いになり、養親の姓を名乗り、養親の血族との間に親族関係が生じる。また、養親子は相互に扶養する義務を負い、相続も認められる。普通養子縁組では、養子の実親との関係は存続しており、養子には実親と養親という4人の親がいることになるが、養子の親権を行使するのは養親である。

### ②特別養子縁組

特別養子縁組は1987年に創設された制度である。普通養子縁組と違い、縁組の成立によって実親との親子関係が終了することが大きな特徴となっている。実親による十分な監護が期待できない子どもにたいして、新たな適当な親を与え、これを唯一のおやとして同様の親子関係を形成することを目的とし、これが「この福祉のための養子縁組」であると言われるゆえんである。

## (3)里親制度

里親制度は都道府県知事から委託を受け、保護者がいない、または何らかの理由で育てられない児童を、里親が自らの家庭で養育する制度であり、児童福祉法に規定がある。2008年に行われた児童福祉法改正で里親制度も改変され、里親は養育里親、養子縁組を前提とする里親、親族里親の3種類が明確に区分され、従来の短期里親は養育里親に吸収され、専門里親は養育里親の中に含まれることになった。

### ①養育里親

保護者のない児童、または保護者に監護されることが不相当であると認められる児童を養育する里親として、認定を受けた者のことをいう。「専門里親」と呼ばれる里親もあり、要保護児童のうち児童虐待などの行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育し、自立を支援する里親として認定を受けた者のことをいう。専門里親になるためには、「3年以上の養育里親経験もしくは3年以上の児童福祉事業経験を経て専門里親研を受け、専門里親として登録を受ける必要があり、登録後も2年ごとに更新研修を受けることとして登録を受けることとなった。

### ②養子縁組を前提とする里親

従来、養育里親の中には「自分たちの夫婦に子どもがいないため」といった理由から里親を希望する人がいた。こうした「養子縁組を前提とする里親」を2008年の法改正で明確に区分することによって養育里親を「実家庭で生活できない児童を短期もしくは長期間養護し、実家庭での生活が可能となれば家庭復帰を行う」という社会的養護の担い手としてはっきりさせることとなった。

### ③親族里親

当該親族里親の三親等以内の親族、両親その他の要保護児童を現に監視するものが死亡、行方不明または拘禁などの状態となったことによって、これらの者による養育が期待できない状況である、の二つの要件を満たして、要保護児童を養育する里親として認定を受けた者のことをいう。

2016年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定した。実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。また、児童虐待などで親元で暮らせない子どもの受け皿について、就学前の子どもの75%以上、就学後の50%以上を里親に担ってもらう新たな目標が公表された。また、厚生労働省において、2017年4月に「新しい社会的養育ビジョン」が発表され、虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障しようという方向性が示された。しかし、令和2年度の里親の割合は22.8%となっており、まだ50%には届かない数字となっている。

このビジョンでは特定の大人と安定した関係をつくる「愛着形成」のために家庭に近い環境で育てることが望ましいと掲げられ、以上に記載した、養子縁組・里親が子どもたちにとって重要な養育環境であると思われる。

#### (4)訪問支援

児童虐待の予防や早期発見を目的として、要支援と思われる子育て家庭を対象に、助産師や保健師などが訪問し、子育ての悩みや相談を行う訪問支援「乳児家庭全戸訪問事業」が行われている。事業の目的は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。

事業の内容は、以下の4点にまとめられる。

- ①育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ②親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- ③訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- ④訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

#### (5)電話相談

児童相談所の取り組みでも挙げたように電話相談が虐待の発生を予防する取り組みとして多く挙げられる。

##### ①文部科学省 「24時間子供SOSダイヤル」

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備している。

##### ②日本保育協会 「ママさん110番」

育児の電話相談窓口である。日本保育協会は保育師の研修会を開催している保育師育成の専門団体。保健師や元保育園長などの専門家に、乳幼児の子育て全般の悩みを相談が可能。

相談日は月曜から金曜日の10:00-12:00、13:00～16:00となっており相談は無料だが通話料は自己負担となっている。また、相談は1人30分と時間の制限がある。

##### ③社会的包摂サポートセンター 「寄り添いホットライン」

育児に限らず、家族間の悩みやお金の悩み、仕事の悩みなど困っていること全般を電話で相談ができる。育児の悩みはほかのさまざまな問題が複雑に関係しているため、育児に関連する幅広い悩みを相談するのに適している。

##### ④一般企業 「エンゼル110番」

森永乳業株式会社の委託を受けて株式会社森永乳業ビジネスサービスが運営している。妊娠中から小学校入学前までのおおさまに関わる皆さまを対象とした、妊娠・育児に関する相談を電話でお受けする、無料の育児相談窓口である。

#### (6)その他の取り組み

児童相談所等の主に虐待において対応している機関だけではなく、他にも様々な公的な機関や民間において虐待防止に関する取り組みが行われていることが分かった。

##### ①児童虐待防止センター (CCAP)

CCAPの名称で活動を行っているのは、東京であるが他の地方でも別の名称で子どもの虐待防止の民間団体として同じように取り組む団体がある。センターにおいては以下の3点が行われていることが多い。

#### (1)電話相談

育児不安や育児困難を感じている親、孤立している親、虐待に悩んでいる親や家族などのほか、現在虐待を受けている子どもからの相談。また、虐待や虐待が疑われる家族に気が付いた市民や、虐待ケースにかかわっている専門家からの相談を受けている。

## (2)グループケア

・MCG (Mother&Child Group 母と子の関係を考える会) の中で、話したいことは、何でも話していいし、話したくないことは、話さなくてOKという、無理は禁物というルールのもと自分の体験や気持ちを語ったり、他の人の話を聞く時間を持ったり、取り組んでいる。

## (3)ペアレンティングプログラム

子どもがいうことを聞かない、つい怒鳴ってしまう、子どものしつけってどうすればいいの? そんな思いを抱えている方の、親と子のコミュニケーションを学ぶプログラムである。プログラムでは、6つのステップを踏んで親と子の関係を育てるコミュニケーションを学ぶことができる。

このほかにも、最近では電話相談だけではなく、LINEを用いて子育てについての悩みを相談できる地方自治体が増加している。電話は勇気がいるという親も少なからずいると予想されるため、LINEでの相談はより気軽に些細なことでも相談できるツールであると考えられる。しかし、24時間対応ではなく時間の平日の日中のみなど制限がある自治体もあるため緊急時には対応不可能な場合も予測される。ある自治体のLINE相談では、相談者からの相談内容に応じて自動的に適切な相談先が選択されるため、相談者自身でどこに相談したらいいのか調べる必要がないという利便性もある。

## ③地域子育て支援拠点事業

厚生労働省が主体となって行っている事業である。子育て支援センター、子育てひろばの名称で呼ばれている。主に就学前の子供と保護者が気兼ねなく交流できる常設の場である。下記の図が示すように、地域子育て支援拠点事業の実施か所は令和3年度には7,856か所となり前年度より121件増加し、年々増えつづけている。また、よりよい地域子育て支援拠点事業の充実を図るために、「子ども・子育てビジョン」において1万ヶ所の設置を目標とすることを掲げている。

親子ともに交流の場所を提供し、子育て中の保護者同士で相談の場を設けるなどさまざまな取り組みが行われており、子育てに関する不安だけでなく一人では解決できない悩みを抱えてしまった時に強い味方になってくれるのも地域子育て支援拠点事業の特徴である。

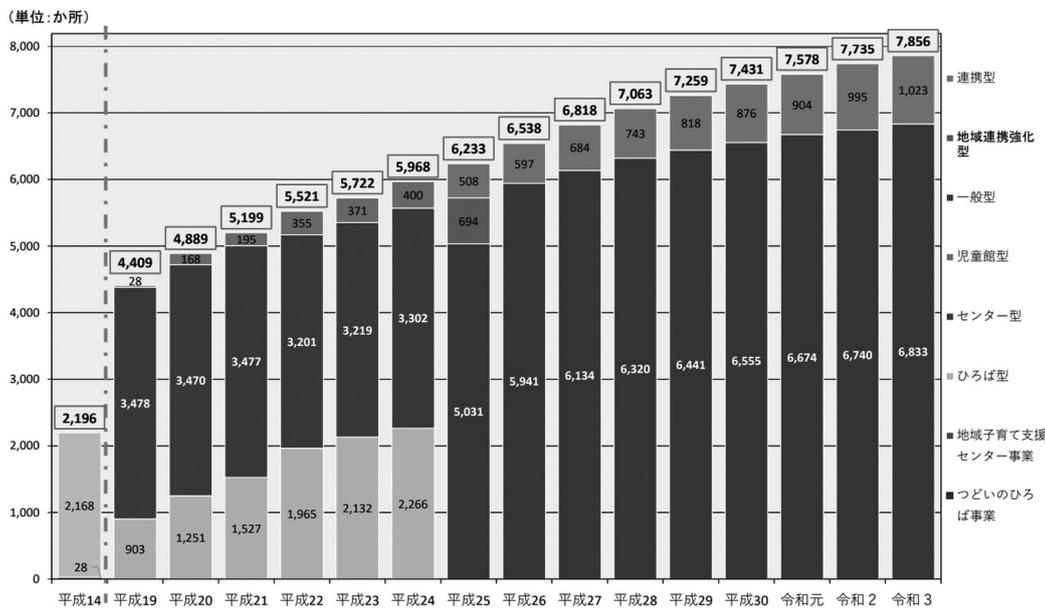


図4 地域子育て支援拠点事業の実施か所数の推移  
(厚生労働省:地域子育て支援拠点事業について 令和3年度実施状況より)

以上の結果から、虐待の加害者になった保護者に対する支援、ケアに該当する取り組みではなく、子育てに悩みを抱え、虐待に発展する可能性のある保護者に対して、虐待予防の観点から子育ての悩みを聴く等の相談活動が多く行われていることが明らかになった。しかし、児童虐待相談対応件数は減少していないという現状から、電話相談や児童虐待防止センターなどについても不足や周知されていないなど、支援内容やあり方について検討が必要なものもある。

また、虐待の児童相談所の対応の流れにおいても、虐待を発見し、一時保護等の措置までにとどまっており、その後の被虐待児、加害者側のケアに対しての措置は示されていない。児童養護施設での養育については、入所人数が多かったり、愛着の補完を行うことよりも、支援員と子どもの距離感を保つことが優先されていたりし、スキンシップを図ることや、ゆっくり2人きりで関わるといったことも少なく、家庭的な環境で養育することの難しさが見られる。その点について里親や養子縁組については、支援員が変わることが少なく一定の大人とのかかわりができたり、家族になることが可能だったりとして子どもの心の安定や愛着を育むことができる。しかし、結果でも示したが施設での養育の割合が多いという現状である。このような点を総合的に判断すると、今日において被虐待児は十分な愛着を育めるような環境を整えられ養育されているとは言い難い状況であると推測される。そのため、大人との愛着形成が不十分なまま大人になり、子育てをする立場となることが推察される。このような流れが背景となり、児童虐待の世代間連鎖が発生し、虐待発生件数の増加につながっている可能性は高いと考えられる。その防止のために、虐待の加害者・被虐待児どちらも予防とその後のケアがそれぞれの将来を生きていくにあたって重要になるのではないかと考えられる。

### 3. 保育者や教育者が行う取り組みについて

保育所、子ども園では、保護者の子育てに関する指導もおこなうことができるため、虐待防止の観点から、積極的に保護者へのサポートをしていくことが必要である。しかし、筆者らが行っている、保育者支援においても保護者へのアプローチは難しいという保育者らの声は多く、対応やサポートに苦慮している現状である。対応に苦慮している例としては、「子どもに関心がない」、「親自身に障害がある」、「保育者等のアドバイスを聞き入れない」等が挙げられ、保育や教育の現場において保護者を中心に虐待の予防を進めることは難しいと言える。そのため、親ではなく子どもと関わる時間が多い保育者や教育者は、子ども自身のレジリエンス能力に目を向け、取り組んでいく必要があると考える。

#### (1)子どもと信頼関係を築くこと。

保育者や教育者が、愛着形成を築くことができる存在となることが必要であると考えられる。初塚<sup>24)</sup>は、保育者との間で愛着形成をすることが子どもの社会性の発達にとって重要であると示している。子どもとの愛着形成は、信頼関係を築くことの基本となる。また、友田<sup>5)</sup>によると、愛着不足の子どもの特徴としてあげられる自尊心の低さを改善するために、愛着を形成し信頼感関係を築くことは、重要であると指摘している。このような子どもと一対一で関わることでできる時間を意図的に設けることによって、信頼関係の構築への一歩となるのではないかと考えられる。たとえば活動を通して「対象の子どもについて知る・話をする・共感する・褒める」といったことを実践することが重要である。このような実践を通し信頼関係を築き愛着の補完となるよう取り組む。活動は日常の生活の中にある活動を基本にして考えて、子どもとの良いかかわりを増やしていくことを目的に行い、「ほめる」「お礼を伝える」などを中心として関係作りを行っていく。このような活動を通して、良い循環が生まれてくる可能性が高く、子どもの自己肯定感の向上や自己コントロール力の向上も期待される。

#### (2)自己コントロール・アンダーコントロール力を育てる取り組み

小杉<sup>24)</sup>によると、虐待を受けて育った子どもたちは、一般的に「不安感が高く」、「自信や自尊心の低下」、「抑うつ」、「引きこもり」、「敵意や攻撃性などの情緒的な問題を示す」ことが多いとされていることから、将来子どもが子育てをする立場になった際、虐待の加害者にならないよう自己コントロール力を養う必要があると考える。保育や教育活動の中で、自己コントロール力の向上をキーワードとした活動を発達段階にあわせて展開する。具体的には、イライラ対策を題材とした活動において、呼吸法などを用いて子どもたち自身に実践を通して学ばせる展開とする。また、ストレスマネジメントを実施し、自身のストレスにどのように気が付き、向き合っていけばよいのかという授業を段階的に実施していく。自己コントロールの指導を通して、子どもたちへ将来に向けて「生きていく力」を身につけていくことを目的とし、取り組む。

ストレスマネジメントについての活動ではストレスの仕組みと対処について理解し、リラクゼーション体験を行うことや、体験を通しストレスに適切に向き合おうとする態度を育むことを目的とする。

ストレス反応は適正な対処を行うことによって、軽減・解決することが可能であることを伝え、その方法

についても合わせて活動を行う。また、現在自分がストレスをどのような時に感じ、その気持ちをどのように対処しているかを考えさせる。そこで、自分が適正に対処できているのかを考えるきっかけとする。また、自身のストレスに気が付いていない子どももいると推測できるため、ストレスと体の関係にも触れ、ストレスを体が感じたらどのような反応が起きるのかについても考える機会が必要だと考えられる。

今後の課題として、この理論をいかに具体的な支援の方法として実践していき、具体的な事例や支援方法の報告を行い検討していくことが求められる。また、子ども、保護者、抱えている問題も個々に違いがあり、現場での困り感は強い。そのため、個々の事例に応じて保育者・教育者への定期的なアドバイスや事例発表の共有などを行い、保育者・教育者が安心でき、安心感をもって支援できることが必要不可欠なのではないだろうか。

#### IV. 引用・参考文献

- 1) 厚生労働省：令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数
- 2) 北村由美(2021)：日本における子どもの虐待の現状と課題『関西大学臨床心理専門職大学紀要』：21-31
- 3) 木本美際・岡本祐子(2007)：母親の被養育経験が子どもへの養育態度に及ぼす影響『広島大学進学研究第7号』：207-225
- 4) 會田理沙・大河原美以：児童虐待の背景にある被害的認知と世代間連鎖：実母からの負情動・身体感覚否定経験が子育て困難に及ぼす影響，東京学芸大学 総合教育科学系 I 第65集92，2014
- 5) 友田明美：被虐待者の脳科学研究「児童精神医学とその近接領域」57，2016
- 6) 瀬戸美奈子：子どもの援助に関する教師と保護者との連携における課題，三重大学教育学部研究紀要
- 7) 李璟媛,山下亜紀子,津村美穂:しつけと虐待に関する認識と実態－未就学児の保護者調査に基づいて－,岡山大学,宮崎大学,日南振徳高等学校
- 8) 厚生労働省：令和2年度福祉行政報告例の概況 (2)児童相談所における児童虐待相談の対応件数
- 9) 厚生労働省：令和2年度福祉行政報告例の概況
- 10) 伊藤嘉余子・澁谷昌史 子ども家庭福祉第2版
- 11) 山縣文治・林浩康 編：よくわかる社会的養護第2版,ミネルヴァ書房,2019
- 12) 公益財団法人全国里親会HP <https://www.zensato.or.jp/>
- 13) 児童虐待防止センター HP <https://www.ccap.or.jp/>
- 14) 文部科学省：24時間子供SOSダイヤル <https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>
- 15) 日本保育協会：<https://www.nippo.or.jp/soudan/>
- 16) 社会包摂サポートセンター：<http://www.since2011.net/yorisoi/>
- 17) 森永乳業株式会社：<https://www.angell10.jp/>
- 18) 厚生労働省：地域子育て支援拠点事業について 令和3年度実施状況
- 19) 自治体ONLINE [https://www.jt-tsushin.jp/article/casestudy\\_kosodatehienkyoten/](https://www.jt-tsushin.jp/article/casestudy_kosodatehienkyoten/)
- 20) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課：社会的養育の推進に向けて
- 21) 宮川雅充・濱島淑恵：ヤングケアラーとしての自己認識：大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査，関西学院大学総合政策研究,2019.09.20
- 22) 厚生労働省：ヤングケアラーについて <https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>
- 23) 初塚眞喜子：アタッチメント（愛着）理論から考える保育所保育の在り方,相愛大学人間発達学研究,2010.3
- 24) 小杉恵：日本の小児虐待の現状と対策 虐待された子どもの情緒行動問題,大阪母子医療センター子どもの心の診療科,第64回日本小児保健協会学術集会,538-540,2017

## Current Status and Issues in Efforts to Prevent Child Abuse -Toward Support for Parents and Children-

Yoko YANO<sup>\*1</sup>, Nanase YAGYUH<sup>\*2</sup>, Ayako ANDO<sup>\*3</sup>, Kouhei OGAWA<sup>\*4</sup>

<sup>\*1</sup>Kyushu Women's Junior College, Department of Childhood Care and Education  
807-8586 1-1Jiyuugaoka Yahatanishi-ku Kitakyushu-city

<sup>\*2</sup>Katakasu Nursery School

812-0043 3-16 Katakasu Hakata-ku Fukuoka-city

<sup>\*3</sup>Baiko Gakuin University

705-85111-1-1 Kouyouchou Shimonoseki-city Yamaguchi Pref.

<sup>\*4</sup>Toyama College of Welfare Science

939-0341 579 Sanga Imizu-city Toyama Pref.

### Abstract

In Japan, the number of child abuse cases continues to increase without decreasing. As shown in Figure 1, according to the Ministry of Health, Labor and Welfare (MHLW), the number of child abuse cases reported by 220 child guidance centers across Japan in 2021 was 207,659, increasing by 1.3% (2,615 cases) from the previous year, the highest number ever reported 1). To prevent child abuse, the government enacted the Law for the Prevention of Child Abuse (commonly known as the Child Abuse Prevention Law) in November 2000, and has made various amendments since then, but has not been effective.

For that reason, this study examined current systems and services for prevention mechanisms and responses to abuse, support for parents, requests and solutions that can be made by caregivers and educators, as well as the complement of attachments in the field of education. As a result, the current system provides much support for abused children, but not for the parents of abusive perpetrators. The main support for parents is provided by public services, such as telephone and LINE, which offer advice on parenting, and the main focus of the services is on the prevention of abuse. Moreover, local childcare support is provided at nursery schools and kindergartens, and the number of preschools that offer such support is increasing. However, whether the information is being spread to parents who are struggling to raise their children remains a question. Based on this support system, it is considered required to complement the affection of caregivers and educators toward the children and strengthen the children's resilience skills.

Keyword: Child Abuse, Prevention of Abuse, Affection, Parental Support, Resilience Skills of Children